

第2号様式(第10条関係)

平成 31年4月26日

沖縄県議会議長 殿

議員名 玉城 武光



平成30年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成30年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 武光

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	60,172	報告会会場使用料・短信ハガキ
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	14,460	商工新聞・書籍
事 務 所 費	686,462	家賃・電気代・水道料金。
事 務 費	77,019	中古パソコン購入代金・インク代。
人 件 費	968,640	事務員給与及び労働保険料。
合 計	1,806,753	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

年月日：2018年（H30）5月24日

広聴広報費

充当額：¥10,572

内容：たまき武光議会報告会 会場使用料
充当可能割合：¥12,000 × 88.1% = ¥10,572
(広報誌充当可能割合確認票を参照)

沖縄県南風原町財務会計納入通知書兼領収証書

南風原町字宮平510-16

玉城武光事務所 様

|||||

2月26日
T.C.A.
7/6
①

科 目	総合保健福祉防災センター使用料
年 度	平成30年度
通知書番号	1709
摘 要	総合保健福祉防災センター使用料 5/28
納 付 額	12,000 円
督促手数料	円
件 数	件
合 計 金 額	12,000 円
納 期 限	平成30年 5月28日
指定納期限	

平成30年 5月24日

沖縄県南風原町長



赤嶺 正之

南風原町領収証書

財務会計 平成30年度

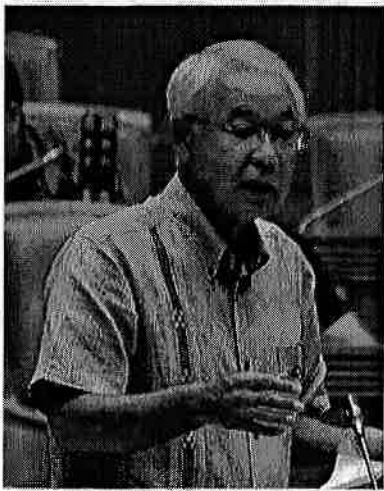
一般会計
総合保健福祉防災センター使用料

納付義務者氏名	玉城武光事務所 様
通知書番号	1709
科目	総合保健福祉防災センター使用料
納付額	12,000 円
督促手数料	円
件数	件
合計額	12,000 円
納期限	平成30年 5月28日
指定納期限	

領収5
30.5.24
沖縄県農協
南風原町担当
(納付印付)

議光武城玉

議会報告会



●とき：5月28日（月）午後7時

●ところ：南風原町ちむぐる館

・・・ご案内・・・

私、玉城武光が県議に当選して、早2年が過ぎました。

今年選挙の年で、南城市長選挙で瑞慶覧氏が与那原町長に照屋氏を誕生させました。残念ながら南風原町と八重瀬町では勝利するに至りませんでした。

9月の市町村議員選挙の躍進と11月の県知事選挙で翁長知事の再選を勝ち取らなければなりません。

今、国会は、森友・加計学園、文書の偽装と偽装答弁、セクハラ問題で異常事態になっています。

アベ政権を総辞職に追い込み、新基地建設を阻止していきましょう。

翁長県政は子供の貧困対策、窓口医療費の無料化、通院医療費の無料化の拡大など県民の生活を守る政策を進めています。

上記日程で報告を行います。参加をお待ちしています。
(玉城武光)

○南風原町議会議員

▼大城毅議員

▼宮城寛諄議員



あいさつ

連絡先：たまき武光事務所 電話：889-8510

広報紙充当可能割合確認票

議員名

玉城 武光

広報紙名	紙面割合
玉城武光県議 議会報告会 案内文書	●全体面積: $29.7\text{cm} \times 21\text{cm} \times 1\text{面} = 623.7\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 73.8cm^2 ① $9.7\text{cm} \times 7.6\text{cm} = 73.8\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (73.8\text{cm}^2 / 623.7\text{cm}^2) = 0.8817 \approx 88.1/100$ 以下

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

領収書

玉城 哉夫 様

[販売]
通常葉書インク (6.2円)
62円 500枚 ¥31,000

小計 ¥31,000

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥31,000

合計 ¥31,000
お預り金額 ¥40,000
おつり ¥9,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2018年12月13日 9:45
担当: [Redacted]
発行No. 181213J1543 端N67箱05
連絡先: 那覇中央郵便局
TEL:0570-005-396

領収書

玉城 哉夫 様

[販売]
通常葉書インク (6.2円)
62円 300枚 ¥18,600

小計 ¥18,600

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥18,600

合計 ¥18,600
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥1,400



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2018年12月17日 13:42
担当: [Redacted]
発行No. 181217J17252 端N68箱02
連絡先: 那覇中央郵便局
TEL:0570-005-396

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当



たまき武光県議の代表質問—
新基地建設に反対する決意を伺う



玉城デニー
知事

辺野古に新基地は造らせない
びねるじよなへん全身全霊じよんへん

中卒まで通院費無料に

拡充を視野に協議

通院費の拡充を視野に入れ
て市町村と協議を進めている
と保健医療部長が答弁。

洋式トイレ設置
県内公立校微増
公立高校、特別支援学校の洋
式トイレ設置が昨年度に
比べ、1・5・3・4割上
昇していることが分かっ
た。5日の県議会中、農
林部長が玉城知事（共
産）の代表質問に答えた。
今年4月1日時点の洋
式トイレの設置率は、公立
小学校が61・5％、公立中
小学校が50・4％、県立高校
が50・5％、特別支援学校
が62・0％。昨年の同時期
に比べ、各校それぞれ、小
学校が3・4割、中学校が
2・6割、高校が1・9割上
昇している。

■放課後児童クラブ
5月現在152カ所
子ども生活支援課の大成
玲子課長は、県内の放課後
児童クラブ（愛称「ほぐり」）数
は5月1日現在45カ所
で、そのうち公的施設用
クラブが16カ所だど
う。県内クラブ支援事業
で12・17年度に公的施設活
用クラブ18カ所の整備支
援し、18年度は22カ所整備
していくと述べた。玉城知
事（おきな）は、玉城武光
氏に答えた。

新聞から転載

政務活動にかんする内容のため全額充当
議会質問に活かす資料

領 収 書

2019年 2月 28日

支部 班 王城武光 様

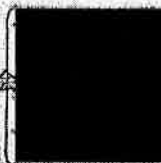
金 ¥ 6000 円也

【共済会費】

会 費(新聞代含む)	2018年 2019年 月	円		月	円
商 工 新 聞	4~3 月	6,000 円		月	円
	月	円		月	円
	月	円		月	円
小 計	6,000	円	小 計		円

上記の通り領収いたしました。

那覇民主商工会・那覇民商共済会
那覇市寄宮2-1-23
☎ 836-6222 FAX 836-6202



資料購入費

政務活動にかんする内容のため全額充当
議会質問に活かす資料

領 収 証

県議 玉城 武光 様

No. _____

★ 6,960円

但「住民生活+託代」(H304A号~5A号)

2021年 3月 21日 上記正に領収いたしました

内 訳 580円/A X 12冊/A分

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ヴケ-1097

おきなわ住民自治研究会

那覇市寄宮1-8-25B

那覇教育会館4階(403)

TEL 098-855-2516

資料購入費

政務活動にかんする内容のため全額充当
議会質問に活かす資料

領 収 証

2018年8月4日

玉城 武克 様

¥ 1,500-

書籍購入代金として

本の 2 冊

「地方自治法への招待」

おきなわ住民政治研究所

〒902-0064 那覇市西 1-8-18

那覇教育会館 403

電話 098-855-2515

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/5	家賃 4月分	50,000	全額	50,000
5/7	家賃 5月分	50,000	全額	50,000
6/5	家賃 6月分	50,000	全額	50,000
7/5	家賃 7月分	50,000	全額	50,000
8/6	家賃 8月分	50,000	全額	50,000
9/5	家賃 9月分	50,000	全額	50,000
10/5	家賃 10月分	50,000	全額	50,000
11/5	家賃 11月分	50,000	全額	50,000
12/5	家賃 12月分	50,000	全額	50,000
1/7	家賃 1月分	50,000	全額	50,000
2/5	家賃 2月分	50,000	全額	50,000
3/15	家賃 3月分	50,000	全額	50,000
5/7	電気料金 4月分	3,738	全額	3,738
6/7	電気料金 5月分	5,217	全額	5,217
7/6	電気料金 6月分	7,033	全額	7,033
8/7	電気料金 7月分	8,850	全額	8,850
9/10	電気料金 8月分	11,062	全額	11,062
11/26	電気料金 9月分	11,034	全額	11,034
12/24	電気料金 10月分	4,446	全額	4,446
2/7	電気料金 12月分	5,983	全額	5,983
2/16	電気料金 1月分	6,010	全額	6,010
3/28	電気料金 2月分	4,664	全額	4,664
3/31	電気料金 3月分	4,590	全額	4,590
5/2	水道料金 4月分	216	全額	216
6/7	水道料金 5月分	1,153	全額	1,153
7/7	水道料金 6月分	1,153	全額	1,153
8/4	水道料金 7月分	1,153	全額	1,153
8/30	水道料金 8月分	1,153	全額	1,153
10/2	水道料金 9月分	1,153	全額	1,153
10/28	水道料金 10月分	1,153	全額	1,153
12/3	水道料金 11月分	1,153	全額	1,153
1/8	水道料金 12月分	1,153	全額	1,153

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
1/26	水道料金 1月分	1,153	全額	1,153
3/4	水道料金 2月分	1,153	全額	1,153
3/28	水道料金 3月分	1,153	全額	1,153
5/8	水道料金 (H31.3.6~H31.3.31分)	936	全額	936
事務所費 充当合計		/	/	686,462

家賃払込証明書

金額充当

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1
コーポ大てる 1-B号室
氏名：玉城 武光

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

払込家賃合計 600,000 円

請求月	家賃額	入金日	備考
平成 30 年 4 月分	50,000 円	平成 30 年 4 月 5 日	
平成 30 年 5 月分	50,000 円	平成 30 年 5 月 7 日	
平成 30 年 6 月分	50,000 円	平成 30 年 6 月 5 日	
平成 30 年 7 月分	50,000 円	平成 30 年 7 月 5 日	
平成 30 年 8 月分	50,000 円	平成 30 年 8 月 6 日	
平成 30 年 9 月分	50,000 円	平成 30 年 9 月 5 日	
平成 30 年 10 月分	50,000 円	平成 30 年 10 月 5 日	
平成 30 年 11 月分	50,000 円	平成 30 年 11 月 5 日	
平成 30 年 12 月分	50,000 円	平成 30 年 12 月 5 日	
平成 31 年 1 月分	50,000 円	平成 31 年 1 月 7 日	
平成 31 年 2 月分	50,000 円	平成 31 年 2 月 5 日	
平成 31 年 3 月分	50,000 円	平成 31 年 3 月 15 日	

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを証明いたします。

平成 31 年 3 月 28 日

(管理会社) 住所：南風原町字津嘉山 1416-1
会社名：沖縄県農業協同組合 JAハウジン

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大黒 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	188 kWh	平成30年 4月分
------	---	---------	--------------

ご利用期間 3月23日～ 4月23日
お支払期日 5月24日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	4月24日	翌月検針日	5月24日	ご参考使用量(kWh)	
今月指示数	2665.1	前月(取付)指示数	2477.3	前月	前年同月
主				155	193

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,201 円 (再掲 496 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 3円72銭	- 2円17銭	+26円40銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円37銭	- 0円22銭	+ 2円94銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出してください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 4月分

領収金額	5,201 円
料金	4,705 円
再エネ賦課金	496 円

[再掲]
消費税等相当額 385 円
燃料費調整額 -89.58 円

ご使用量 188 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	5月24日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月1日	07384 18.5.07
コンビニ等 取扱期限日	6月13日	

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出してください。

電代4月分(23日分)
162.5円 x 23 = 3738円

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大黒 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	186 kWh	平成30年 5月分
------	---	---------	--------------

ご利用期間 4月24日～ 5月23日
お支払期日 6月25日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	5月24日	翌月検針日	6月25日	ご参考使用量(kWh)	
今月指示数	2851.0	前月(取付)指示数	2665.1	前月	前年同月
主				188	169

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,217 円 (再掲 539 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 2円17銭	- 1円86銭	+29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円22銭	- 0円19銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出してください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 5月分

領収金額	5,217 円
料金	4,878 円
再エネ賦課金	539 円

[再掲]
消費税等相当額 386 円
燃料費調整額 -40.89 円

ご使用量 188 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	6月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	7月5日	07384 18.6.07
コンビニ等 取扱期限日	7月15日	

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出してください。

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	245 kWh	平成30年	ご利用期間	5月24日 ~ 8月24日
			6月分	お支払期日	7月25日
				※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

今月検針日	6月25日	翌月検針日	7月25日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	3096.4	前回(取付)指示数	2851.0	前月	前年同月
乗率	1	使用量	245	188	190
計器番号	6552668	取替前使用量			

ご請求金額	7,033 円
(再エネ賦課金)	(再掲 710 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円86銭	- 1円86銭	+29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	- 0円19銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 6月分

領収金額	7,033 円
料金	6,323 円
再エネ賦課金	710 円

[再掲]
消費税等相当額 520 円
燃料費調整額 -48.51 円

ご使用量 245 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。

支払期日	7月25日
金融機関取扱期限日	8月3日
コンビニ等取扱期限日	8月14日

沖縄電力株式会社 与那原営業所
収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	304 kWh	平成30年	ご利用期間	6月25日 ~ 7月24日
			7月分	お支払期日	8月24日
				※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

今月検針日	7月25日	翌月検針日	8月24日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	3400.8	前回(取付)指示数	3096.4	前月	前年同月
乗率	1	使用量	304	245	285
計器番号	6552668	取替前使用量			

ご請求金額	8,850 円
(再エネ賦課金)	(再掲 881 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円86銭	- 1円24銭	+29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	- 0円12銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 7月分

領収金額	8,850 円
料金	7,969 円
再エネ賦課金	881 円

[再掲]
消費税等相当額 655 円
燃料費調整額 -57.72 円

ご使用量 304 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。

支払期日	8月24日
金融機関取扱期限日	9月3日
コンビニ等取扱期限日	9月13日

沖縄電力株式会社 与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 武光 様 コーポ大黒 1-B			
電気番号		店所	作業区
画番号	家番号	枝	CD
26622	61	1	4
ご契約種別		2000	
従量電灯		224 5251	
供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000			
ご使用量	計	371 kWh	平成30年 8月分
ご利用期間		7月25日~ 8月23日	
お支払期日		8月25日	
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			
今月検針日	8月24日	翌月検針日	9月28日
今回指示数	3772.2	前回(取付)指示数	3400.8
乗率	1	使用量	371
計器番号	652668	取替前使用量	
ご参考使用量(kWh)	前月	304	前年同月
	前年同月	238	
ご請求金額	11,062 円		
(再エネ賦課金)	(再掲 1,075 円)		
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円24銭 + 1円55銭	+29円00銭	+29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円12銭 + 0円18銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭
沖縄電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター	
		料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777	
		停電・緊急 0120-588-703 与那原営業所	
		引継 0120-588-390 検針員	
※本票により集金員が収納することはありません。			

電気料金払込受領証

玉城 武光 様	
電気番号	26622- 61-1-4
ご契約種別	従量電灯
平成 30年 8月分	
領収金額	11,062 円
料金	9,987 円
再エネ賦課金	1,075 円
【再掲】	
消費税等相当額	819 円
燃料費調整額	-44.56 円
ご使用量	371 kWh
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼大陸)	
支払期日	9月25日
金融機関	10月5日
取扱期限日	10月15日
コンビニ等	10月15日
取扱期限日	
07384	
18,910	
南風原喜慶武	
取込(取付)	
沖縄電力株式会社	
与那原営業所	

コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用振込票	
(BILL accepted at convenience store)	
※コンビニ等取扱期限日	30年 11月 28日
(Last Date at Convenience stores)	(Yr) (Mo) (D)
(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。	
玉城 武光 様	
平成30年 9月分 (Month of Issue)	
振込金額	11,034 円
口座振替額	817 円
電気番号 (Customer Number)	店所 作業区
26622- 61-1-4	224 5251
ご契約名義	玉城 武光
専用連絡先	沖縄電力株式会社 与那原営業所
	0570-036-300 (コールセンター)
[電気料金振込受領証] (PHS・IP電話 098-993-7777)	
上記お振込金額を受領いたしました。	
被振込人 沖縄電力株式会社	
お客さま用	



すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用振込票
(BILL accepted at convenience store)

※コンビニ等取扱期限日
(Last Date at Convenience stores) 30年 12月 26日
(Yr) (Mo) (D)

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

玉城 武光

様

平成30年10月分 (Month of Issue)			
振込 金額	4,446円	消費税等額 金額(円角)	329円
電気番号 (Customer Number)	店所	作業区	
26622-	61-1-4	224	5251
ご契約 名義	玉城 武光		
専用 連絡先	沖縄電力株式会社 与那原営業所 0570-036-300 (コールセンター)		



[電気料金振込受領証] (PHS・IP電話 098-993-7777)

上記お振込金額を受領いたしました。

被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	205 kWh	平成30年 12月分
------	---	---------	---------------

ご利用期間 11月23日～12月24日
お支払期日 1月24日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	12月25日	翌月検針日	1月26日
今回指示数	4873.2	前回(取付)指示数	4468.3
乗率		使用量	205
計器番号	652668	取替前使用量	172
前月	172	前年同月	162

ご請求金額	6,061 円
(再エネ賦課金)	(再掲 594 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh～10kWh + 9円30銭	+ 11円16銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円93銭	+ 1円12銭
	+ 2円190銭
	+ 2円190銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 81-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 30年12月分

領収金額	6,061 円
料金	5,441 円
再エネ賦課金	594 円
延滞利息額	78 円
精算金額	52 円

[再掲]
消費税等相当額 443 円
燃料費調整額 190.65 円

ご使用量 205 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼大印)

支払期日	1月24日
金融機関 取扱期限日	2月14日
コンビニ等 取扱期限日	2月13日

神縄電力株式会社
与那原営業所

収入印紙貼付欄

電気代 12月分 延滞金 78円
6061円 - 78円 = 5983円

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	203 kWh	平成31年 1月分
------	---	---------	--------------

ご利用期間 12月25日～1月27日
お支払期日 2月27日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	1月28日	翌月検針日	2月23日
今回指示数	4876.3	前回(取付)指示数	4673.2
乗率		使用量	203
計器番号	652668	取替前使用量	205
前月	205	前年同月	177

ご請求金額	6,038 円
(再エネ賦課金)	(再掲 588 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh～10kWh + 11円16銭	+ 13円102銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 1円12銭	+ 1円130銭
	+ 2円190銭
	+ 2円190銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 81-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 31年1月分

領収金額	6,038 円
料金	5,422 円
再エネ賦課金	588 円
延滞利息額	28 円

[再掲]
消費税等相当額 445 円
燃料費調整額 227.32 円

ご使用量 203 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼大印)

支払期日	2月27日
金融機関 取扱期限日	3月8日
コンビニ等 取扱期限日	3月18日

神縄電力株式会社
与那原営業所

収入印紙貼付欄

電気代 1月分 延滞金 28円
6038円 - 28円 = 6010円

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-8622-0006-1140-0000

ご使用量	計	160 kWh	平成31年 2月分
ご利用期間	1月28日 ~ 2月22日		
お支払期日	3月25日		
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	2月23日	翌月検針日	3月23日
今回指示数	5036.7	前回(取付)指示数	4876.3
乗率	1	使用量	160
計器番号	6552668	ご参考使用量(kWh)	前月 203 前年同月 149

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,683 円 (再掲 464 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh +13円02銭 +12円40銭	+29円00銭 +29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき) +1円30銭 +1円24銭	+2円90銭 +2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気代 2月分 延滞金 19円。
4683円 - 19円 = 4664円

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 31年 2月分

領収金額	4,683 円
料金	4,200 円
再エネ賦課金	464 円
延滞利息額	19 円

¥4,664

[再掲]
消費税等相当額 345 円
燃料費調整額 208.02 円

ご使用量 160 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月4日	07384 19.3.28 南風原喜慶 ファミリーマート
コンビニ等 取扱期限日	4月11日	

神縄電力株式会社
与那原営業所

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	224	5251	2000
26622	61	1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-8622-0006-1140-0000

ご使用量	計	158 kWh	平成31年 3月分
ご利用期間	2月23日 ~ 3月22日		
お支払期日	4月22日		
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	3月23日	翌月検針日	4月24日
今回指示数	5195.1	前回(取付)指示数	5036.7
乗率	1	使用量	158
計器番号	6552668	ご参考使用量(kWh)	前月 160 前年同月 155

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,590 円 (再掲 458 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh +12円40銭 +8円06銭	+29円00銭 +29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき) +1円24銭 +0円81銭	+2円90銭 +2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
平成 31年 3月分

領収金額	4,590 円
料金	4,132 円
再エネ賦課金	458 円

ご使用量 158 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月22日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月28日	07384 19.3.31 南風原喜慶 ファミリーマート
コンビニ等 取扱期限日	5月12日	

神縄電力株式会社
与那原営業所

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02	平成30年 4月分
使用水量	2 ㎡	内消費税額
基本料金	1,153 円	85 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,153 円	85 円

H30.03.06 ~ H30.04.06

納 付 期 限
平成30年 5月15日

上記の金額を領収しました。

南部水道企業団
企 業 長 仲 榮 眞 弘 実

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に
記載しております。

領収日付印
18.5.02
収入印紙不要(お客様用)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02	平成30年 5月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
基本料金	1,153 円	85 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,153 円	85 円

納 付 期 限
平成30年 6月15日

上記の金額を領収しました。

H30.04.06 ~ H30.05.06

南部水道企業団
企 業 長 仲 榮 眞 弘 実

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

領収日付印
18.6.07
収入印紙不要(お客様用)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02	平成30年 6月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
基本料金	1,153 円	85 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,153 円	85 円

納 付 期 限
平成30年 7月17日

上記の金額を領収しました。

H30.05.06 ~ H30.06.06

南部水道企業団
企 業 長 仲 榮 眞 弘 実

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

領収日付印
18.7.07
収入印紙不要(お客様用)

水道代 4A分

36円 x 6日 = 216円

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02 平成30年 7月分	1	内消費税額	
使用水量		1	円	85 円
基本料金		1,153	円	
水道使用料	*****	円	*****	円
		円		円
		円		円
合計金額		1,153	円	85 円

平成30年 8月15日

上記の金額を領収しました。

H30.06.06 ~ H30.07.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

取納代行 DSK電算システム



収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02 平成30年 8月分	2	内消費税額	
使用水量		2	円	85 円
基本料金		1,153	円	
水道使用料	*****	円	*****	円
		円		円
		円		円
合計金額		1,153	円	85 円

平成30年 9月18日

上記の金額を領収しました。

H30.07.06 ~ H30.08.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

取納代行 DSK電算システム



収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道料金	09-0159-02 平成30年 9月分	3	内消費税額	
使用水量		3	円	85 円
基本料金		1,153	円	
水道使用料	*****	円	*****	円
		円		円
		円		円
合計金額		1,153	円	85 円

平成30年10月15日

上記の金額を領収しました。

H30.08.06 ~ H30.09.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

取納代行 DSK電算システム



収入印紙不要(お客様控)

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

09-0159-02 平成30年10月分			
項目	単位	内消費税額	内消費税額
使用水量	1 m ³		
水道料金	1,153 円	85 円	
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
合計金額	1,153 円	85 円	

納付期限
平成30年11月15日

上記の金額を領収しました。

H30.09.06 ~ H30.10.06

南部水道企業団
企業 長 仲榮眞 弘実

南部水道
企業団
社長印

収納代行 USK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様様)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

09-0159-02 平成30年11月分			
項目	単位	内消費税額	内消費税額
使用水量	1 m ³		
水道料金	1,153 円	85 円	
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
合計金額	1,153 円	85 円	

納付期限
平成30年12月17日

上記の金額を領収しました。

H30.10.06 ~ H30.11.06

南部水道企業団
企業 長 仲榮眞 弘実

南部水道
企業団
社長印

収納代行 USK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様様)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

09-0159-02 平成30年12月分			
項目	単位	内消費税額	内消費税額
使用水量	1 m ³		
水道料金	1,153 円	85 円	
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
水道料	円	円	円
合計金額	1,153 円	85 円	

納付期限
平成31年1月15日

上記の金額を領収しました。

H30.11.06 ~ H30.12.06

南部水道企業団
企業 長 仲榮眞 弘実

南部水道
企業団
社長印

収納代行 USK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様様)

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	平成31年 1月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道料金	*****	*****
	円	円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納 付 期 限
平成31年 2月15日

上記の金額を領収しました。

H30.12.06 ~ H31.01.06

南部水道企業団
企 業 長 仲 榮 眞 弘 実



収納代行 DSK電算システム

領収日付印



ローソンおきねの
ワールド領収
収入印紙不要(お客様控)

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。

●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お買い合わせの番号は裏面に記載しております。

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	平成31年 2月分
使用水量	2 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道料金	*****	*****
	円	円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納 付 期 限
平成31年 3月15日

上記の金額を領収しました。

H31.01.06 ~ H31.02.06

南部水道企業団
企 業 長 仲 榮 眞 弘 実



収納代行 DSK電算システム

領収日付印



ローソンおきねの
ワールド領収
収入印紙不要(お客様控)

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間
間保存してください。

●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お買い合わせの番号は裏面に記載しております。

すべて政務活動費に関する内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

09-0159-02平成31年 3月分	1 m ³	内消費税額
1,153 円	85 円	
*****	*****	
1,153 円	85 円	

納付期限
平成31年 4月15日

上記の金額を領収しました。
H31.02.06 ~ H31.03.06

南都水道企業団 南都水道企業団 企業 長 仲榮真 弘実 業長印

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取納代行 ISK地蔵システム



取入任意不要(お客様様)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

09-0159-02平成31年 4月分	2 m ³	内消費税額
1,153 円	85 円	
*****	*****	
1,153 円	85 円	

納付期限
令和 1年 5月15日

上記の金額を領収しました。
H31.03.06 ~ H31.04.06

南都水道企業団 南都水道企業団 企業 長 仲榮真 弘実 業長印

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取納代行 ISK地蔵システム



取入任意不要(お客様様)

水道代 4月

36円 x 26 = 936円

事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 (沖縄県農業協同組合南風原支店)
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

議会活動に資する事務所

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光



賃貸借契約書

契約期間: 29年 3月 6日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気	0120-586-390	賃料支払日	毎月 5日 15日
水道	098-998-2151	保証会社	琉球セーフティ(株)
ガス	098-889-6925	駐車場No.	
		農協プロパン	

本契約を締結する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。
1か月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。
車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。
株消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。

注意事項

沖縄県農業協同組合

南風原支店 TEL 098-889-2189



賃貸借契約書

登録番号: 沖縄県農協(3)3470号

◆目的物の表示

名称: コーポ大てる	1-B号室
所在地: 南風原町字照屋305-1	
構造: RC造	階建て 4 間取り IR

◆賃料等

家賃: 月額	50,000 円	敷金:	50,000 円
共益費: 月額	0 円	礼金:	0 円
駐車場: 月額	0 円	火災保険:	0 円
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号	賃料支払日
支店	普通預金	口座名義	5日 15日
使用目的	事務所	保証会社	琉球セーフティ(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6日~		5日まで、以後自動更新

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。 平成29年 3月 6日

貸主(甲) 住所: [REDACTED] 氏名: [REDACTED]

借主(乙) 前住所: 入道瀬戸町字長老239-1 TOKENWAU 102
氏名: 玉城 武光
TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED] 氏名: [REDACTED]
続柄: [REDACTED]
【本人】 住所: [REDACTED] 氏名: [REDACTED]
TEL: [REDACTED]

同居者(入居者): 緊急連絡先 氏名 続柄 TEL 氏名 TEL

TEL	TEL	TEL	TEL
TEL	TEL	TEL	TEL

特約事項

1.総額入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を引き継ぐものとする。

管理会社(丙) 仲介業者
代表者名 [REDACTED]
取引主任者登録番号 [REDACTED]
若地建物取引主任者 [REDACTED]

沖縄県農業協同組合
南風原支店
代表理事 理事長 大城 勉
098-889-2189
南風原町字山川1526 (沖縄) 支店



第8条 (乙の管理)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなくてはならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用規則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のガスを貸与する。乙は、これらのガスを善良なる管理者の注意をもって丙がかつ使用しなくてはならない。万一ガス又は設備損した場合には、新たなガスの設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、ガスの通気設備、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- 6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなくてはならない。

第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡又は質借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは修繕若しくは本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 銃砲、刀剣類または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
 - (2) 大型の金庫その他の貴重物品を搬入しまたは搬入しつづけること。
 - (3) 配水等を凍結させるおそれのある液体を流すこと。
 - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - (5) 銃撃、華鈴等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
 - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは風俗を害する行為を行い、または威嚇を示すことにより付近の住人または通行人に不安を醸成させること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 陸上・地下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

第10条 (修繕)

- 1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
 - (1) 壁の取替・要返し及び壁千紙の張替え、ふすま紙の張替え
 - (2) 電灯、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え
 - (3) その他修繕が修繕費に修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行てはならない。
- 4 本物件内に修繕箇所が生じたとき、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときには乙は、これを賠償する。

第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる基準に違反した場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなかつたときは、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡しを要求することができる。乙はこの請求を拒否できない。
 - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務
 - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第9条(使用目的)に規定する義務
 - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
 - (3) 第3条(禁止又は制限される行為)に規定する義務

契約事項

第1条 (契約の締結)

- 1 貸主(以下甲という。)及び借主(以下乙という。)、管理会社(以下丙という)は、裏記の物件(以下「本物件」という。)について、賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からならざる意思の申し出がないとき、本契約はさらに年間自動的に更新されるものとす。その後もこれに準ずる。

第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙の書面による承諾を得なければならない。

第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、陸上・地下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払いは表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1か月に満たない期間の賃料は1か月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができ。
 - (1) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (3) 近隣同様の建物の賃料と比較して賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (4) 維持管理の増減により共益費が不当となった場合。
- 5 甲は、乙が本条第1項の債務を履行しなかつた場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を加算できるものとする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借入しに對する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明確するまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺をすることはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞、戻状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

第7条 (反社会的勢力ではないことの特約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を締約する。
 - (1) 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名称を利用せず、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。